

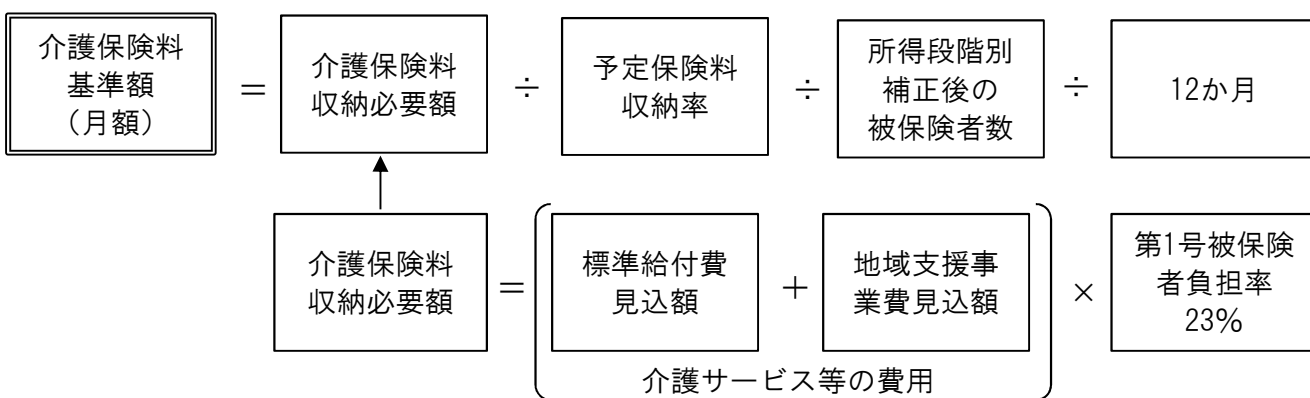
青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第7期計画（平成30～32年度） 介護保険料の設定（案）

1 介護保険料基準額

第6期介護保険料基準額（月額） 6,394円（第5期との比較 848円増 15.3%増）

第7期介護保険料基準額（月額） **6,679円**（第6期との比較 285円増 4.5%増）

2 介護保険料基準額の算定方法



※介護保険料収納必要額の算定に当たっては、介護給付費財政調整交付金など他の要素も踏まえて算定します。

3 介護保険料に影響する要素

- (1) 高齢者・認定者の増加に伴う介護サービス等の費用の増加
（第6期：約806億円⇒第7期：約858億円）
- (2) 施設等の整備
 - ・地域密着型老人福祉施設入所者生活介護 4施設（うち7期中に2施設開設見込み）
 - ・認知症対応型共同生活介護 4施設（うち7期中に2施設開設見込み）
 - ・小規模多機能型居宅介護 4事業所（うち7期中に2事業所開設見込み）
 - ・看護小規模多機能型居宅介護 1事業所（7期中に開設見込み）
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所（7期中に開設見込み）
- (3) 第1号被保険者負担率の増（第6期：22%⇒第7期：23%）
- (4) 介護報酬改定（平成30年4月：0.54%増）
- (5) 消費税増税に伴う影響（平成31年10月：8%⇒10%）
- (6) 処遇改善に伴う介護報酬改定（平成31年度：1%増、平成32年度：2%増）
- (7) 介護給付費財政調整交付金の交付率の減少
- (8) 利用者負担見直し（一定所得者の利用者負担：3割）
- (9) 介護保険法施行規則の改正に伴う保険料段階の基準所得金額の変更
（第7段階：190万円未満⇒200万円未満、第8段階：190万円以上290万円未満⇒200万円以上300万円未満
第9段階：290万円以上⇒300万円以上）
- (10) 介護保険給付費準備基金の取崩し

4 第7期介護保険料段階

第6期保険料段階表

段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者 市民税非課税世帯 （老齢福祉年金又は合計所得金額＋ 課税年金収入金額が80万円以下） （軽減後）	0.5	38,300円
		(0.45)	(34,500円)
第2段階	市民税非課税世帯 （合計所得金額＋課税年金収入金額 が80万円超120万円以下）	0.65	49,800円
第3段階	市民税非課税世帯 （合計所得金額＋課税年金収入金額 が120万円超）	0.75	57,500円
第4段階	本人市民税非課税 （合計所得金額＋課税年金収入金額 が80万円以下）	0.85	65,200円
第5段階	本人市民税非課税 （合計所得金額＋課税年金収入金額 が80万円超）	1.0	76,700円
第6段階	本人市民税課税 （合計所得金額が120万円未満）	1.1	84,400円
第7段階	本人市民税課税 （合計所得金額が120万円以上 190万 円未満 ）	1.3	99,700円
第8段階	本人市民税課税 （合計所得金額が 190万円 以上 290万 円未満 ）	1.5	115,000円
第9段階	本人市民税課税 （合計所得金額が 290万円 以上400万 円未満）	1.7	130,400円
第10段階	本人市民税課税 （合計所得金額が400万円以上600万 円未満）	1.9	145,700円
第11段階	本人市民税課税 （合計所得金額が600万円以上800万 円未満）	2.1	161,100円
第12段階	本人市民税課税 （合計所得金額が800万円以上1,000 万円未満）	2.3	176,400円
第13段階	本人市民税課税 （合計所得金額が1,000万円以上）	2.5	191,800円

介護保険料基準額（月額）：6,394円

※保険料年額は、介護保険料基準額（月額）×12か月×保険料率（100円未満は切捨て）で算定します。

第7期保険料段階表

段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者 市民税非課税世帯 （老齢福祉年金又は合計所得金額＋ 課税年金収入金額が80万円以下） （軽減後）	0.5	40,000円
		(0.45)	(36,000円)
第2段階	市民税非課税世帯 （合計所得金額＋課税年金収入金額 が80万円超120万円以下）	0.65	52,000円
第3段階	市民税非課税世帯 （合計所得金額＋課税年金収入金額 が120万円超）	0.75	60,100円
第4段階	本人市民税非課税 （合計所得金額＋課税年金収入金額 が80万円以下）	0.85	68,100円
第5段階	本人市民税非課税 （合計所得金額＋課税年金収入金額 が80万円超）	1.0	80,100円
第6段階	本人市民税課税 （合計所得金額が120万円未満）	1.1	88,100円
第7段階	本人市民税課税 （合計所得金額が120万円以上 200万 円未満 ）	1.3	104,100円
第8段階	本人市民税課税 （合計所得金額が 200万円 以上 300万 円未満 ）	1.5	120,200円
第9段階	本人市民税課税 （合計所得金額が 300万円 以上400万 円未満）	1.7	136,200円
第10段階	本人市民税課税 （合計所得金額が400万円以上600万 円未満）	1.9	152,200円
第11段階	本人市民税課税 （合計所得金額が600万円以上800万 円未満）	2.1	168,300円
第12段階	本人市民税課税 （合計所得金額が800万円以上1,000 万円未満）	2.3	184,300円
第13段階	本人市民税課税 （合計所得金額が1,000万円以上）	2.5	200,300円

介護保険料基準額（月額）：6,679円

※保険料年額は、介護保険料基準額（月額）×12か月×保険料率（100円未満は切捨て）で算定します。

5 介護保険料の減免制度

生計維持が困難なため、保険料を納めることができない方に対し、本市独自の保険料減免制度を継続し、保険料負担の軽減を図ります。

○第2～7段階までの方で、その年の世帯全員の収入見込額が生活保護基準以下⇒第1段階に減免

○第2～7段階までの方で、その年の世帯全員の収入見込額が生活保護基準の1.2倍以下⇒1段階下の額に減免 など